

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業 事業者募集要項（変更版）

平成17年7月

大阪市都市環境局

はじめに

大阪市（以下「市」という。）の津守下水処理場（以下「下水処理場」という。）は、本市で最も早い時期に建設された終末処理場で、昭和 15 年 4 月に通水した。処理区域は、浪速区の全域と中央区、西区、西成区の大部分及び北区、天王寺区、阿倍野区の一部で、その面積は 1,962ha に及んでおり、汚泥処理については、隣接する千島、市岡下水処理場で発生する汚泥についても、本処理場にて、一括して処理している。

市では、汚泥処理の過程に嫌気性消化法を採用しており、その過程で発生する消化ガスを有効利用することとしている。本処理場においても、消化ガスを焼却設備の補助燃料等に利用してきたが、焼却施設が他の汚泥処理施設に集約、更新されたため、消化ガスを他の方法で利用することが求められている。

そこで、市は、消化ガスを有効に利用するため、経済性と環境面を重視し、消化ガス発電を行うこととした。本事業には、民間の持つ資金、経営能力及び技術的なノウハウ等を活用する余地があると期待されることから、設計、建設、維持管理及び運営のコストの低減を図るため、PFI 手法により整備、運営することとした。

市では、本事業の主旨、条件を十分理解した上で、事業者の自由な提案を期待し、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

目 次

1. 事業概要に関する事項	1
(1) 事業の内容	1
(2) 事業期間	2
(3) 事業者の収入及び負担金	2
(4) 費用の負担方法	4
2. 公募日程	5
(1) 公募及び選定の方針	5
(2) 公募及び選定の日程(予定)	5
3. 応募手続	6
(1) 関心表明書の受付	6
(2) 募集要項に関する現場説明会及び現場調査	6
(3) 募集要項等への第1回質問・意見の受付及び回答	7
(4) 応募資格確認申請書の受付	7
(5) 募集要項等への第2回質問の受付及び回答	9
(6) 提案書類の提出	9
(7) 応募にあたっての留意事項	10
(8) 応募の無効	11
(9) 募集要項等の交付及び応募に必要な書類を示す場所	11
(10) 応募手続等に関する問い合わせ先	12
4. 応募者の資格	13
(1) 基本的要件	13
(2) 応募者が備えるべき応募資格要件	13
5. 優先交渉権者の選定方法等	15
(1) 優先交渉権者の選定方法	15
(2) 審査会	15
(3) 選定結果の通知及び公表	15
6. 優先交渉権者決定後の手続	16
(1) 基本協定の締結	16
(2) 特別目的会社の設立	16
(3) 契約書の作成	16
(4) 次順位の応募者との協議	16
(5) 事業契約の締結	16
(6) 契約に関わるその他の留意事項	17

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	17
(1) 法制上及び税制上の措置	17
(2) 財政上及び金融上の支援	17
8. 提出書類	18
(1) 応募資格確認申請書類	18
(2) 提案書類	18
9. 提案価格の算出方法	21
(1) サービス対価の算出にあたっての留意点	21
(2) 市と電気事業者の契約及び電気料金の支払いに関する条件	21
(3) ユーティリティに関する条件	22
10. その他	23
(1) その他の留意点	23
(2) 担当課（問い合わせ先）	23

1. 事業概要に関する事項

(1) 事業の内容

事業名

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業

対象となる公共施設等

大阪市津守下水処理場

公共施設等の管理者等の名称

大阪市長 關淳一

事業内容

ア. 事業者が行う業務の範囲及び事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、津守下水処理場内に事業者が発電設備等を整備した後、市に所有権を移転し、事業期間中における発電設備等を設置する建築設備を含めた消化ガス発電設備全体の維持管理及び運営を遂行する方式（BT0方式）により実施する。

事業者の業務の対象となる範囲は、以下のとおりである。

(ア) 発電設備の設計、施工、維持管理及び運営

事業者は、要求水準書に示す条件を満たす発電設備を設計、建設する。事業者は、当該発電設備を、その責任と費用負担において維持管理及び運営を行い、市に電力及び温水を供給する。市は、(3)に定める規定により、これらのサービスに対価を支払う。

(イ) 消化ガスを活用した電力・熱供給

事業者は、市から、脱硫、除湿¹処理後の消化ガスを受け取り、発電に用いることによって下水処理場に電力を供給する。さらに発電に伴い発生する熱を温水として汚泥消化槽に供給する。

発電には、要求水準書に示す「消化ガス設定量」に定める量以上の消化ガスを利用する。発電に利用しない余剰の消化ガスは、市が処理する。

¹ 脱硫、除湿設備は予備を設置しないため、点検等により停止することがある。

(ウ) 発電設備等を設置する建築物又は工作物等及び建築設備の建設及び維持管理

事業者は、発電設備等を設置する建築物又は工作物等を、要求水準書に示す条件を満たすように設計、建設し、維持管理を行うものとする。なお、ここで示す工作物等には、土木構造物を含むものとする。

(2) 事業期間

温水供給設備準備日は、平成19年4月1日とする。電力の供給開始日は、平成19年8月1日より以前の日であって、事業者からの提案に基づき定めるものとする。事業期間は平成18年度の契約締結日から平成39年3月31日までとする。

スケジュール(予定)

平成18年度当初	事業契約締結
平成18年度上期	着手
平成19年4月1日	温水設備準備日 ²
平成19年8月1日より以前の日	電力供給開始日
平成39年3月31日	契約終了日

² 温水供給設備は、平成19年4月1日に温水供給が可能な状態となるように整備する。実際の温水の供給開始日は、市と協議の上、決定する。

(3) 事業者の収入及び負担金

対価の構成

事業者の収入は、設備の設計、建設に伴う対価並びに電力及び温水供給の対価からなる。電力供給の対価は、固定費等からなる基本料金と変動費からなる従量料金によって構成される。温水供給の対価は、固定費からなる基本料金のみである。

支払い期間とサービス対価の内容

市は事業者に対して、温水及び電力の供給開始日から契約終了日まで、以下の構成からなる対価を支払う。なお、各々の対価に含まれる費用は、以下に規定する考え方のもと、応募者の提案に基づき決定する。

- a 温水供給設備引渡し日翌日から温水供給開始日の前日まで
サービス対価 = 温水工事対価
- b 温水供給開始日から電力供給開始日の前日まで
サービス対価 = 温水工事対価 + 温水料金
- c 電力供給開始日から契約終了日まで
サービス対価 = 電力工事対価 + 温水工事対価 + 電力基本料金
+ 電力従量料金単価 × 当該月の供給電力量 + 温水料金

サービス対価の内訳

種類	内容	含まれる費用	計算方法
電力工事対価 (円/月)	本件施設のうち、平成19年4月1日以降に整備した施設(以下、「電力工事部分」という。)に対する対価	対応する施設の工事費(設計・建設及びこれらに付随する費用)から補助金相当分を除いたものに、金利相当分を加えたもの	「対応する施設の工事費(補助金相当分を除く)+金利相当分」を、電力供給を行う月数で除したもの
温水工事対価 (円/月)	平成19年4月1日までに整備した施設(以下、「温水工事部分」という。)に対する対価	対応する施設の工事費(設計・建設及びこれらに付随する費用)から補助金相当分を除いたものに、金利相当分を加えたもの	「対応する施設の工事費(補助金相当分を除く)+金利相当分」を、温水供給を行う月数で除したもの
電力基本料金 (円/月)	電力の供給に関わる運営維持管理費のうち、固定的な経費に相当するもの	事業者が、電力の供給に関わる固定的経費と合理的に判断した費用(人件費、点検費、補修費等を想定)	電力の供給に関わる年間固定的経費を12で除したものに、事業者の利益を加えたもの
電力従量料金単価 (円/kWh)	電力の供給に関わる運営維持管理費のうち、供給する電力量によって変動する経費に相当するもの	事業者が、電力の供給に関わる変動的経費と合理的に判断した費用(補助燃料費等を想定)	電力の供給に関わる変動的経費を、予定供給電力量で除したもの
温水料金 (円/月)	温水の供給に関わる運営維持管理費	事業者が、温水の供給に関わる経費と合理的に判断した費用(温水ボイラーの点検費等を想定)	温水の供給に関わる年間経費を12で除したものに、事業者の利益を加えたもの

補助金の適用

本事業は下水道事業に係る国庫補助事業を予定している。従来の類似事業では建設費 55%、設計費 50%の補助率であるが、補助対象範囲は国との協議により補助申請時に決まる。事業者は、市が国庫補助金を受領できるよう、協力することとする。

工事負担金の納付と引き渡し時の精算

事業者は、事業契約締結後、平成18年度内に、本事業の設計等に係る費用と温水供給設備部分の建設費用のうち、補助金受領予定額を除く額に相当する額を市に負担金として支払う。また、電力供給設備部分の建設費用のうち、補助金受領予定額を除く額に相当する額を所有権移転に先立ち、市に負担金として支払う。市は、設計等に係る費用と温水供給設備部分の建設費を、また電力供給施設部分の建設費を、当該工事完了・所有権移転後に支払う。

(4) 費用の負担方法

事業者は、発電設備等の設計、建設、維持管理に係る費用のほか、以下の費用を負担する。

市が電気事業者に支払う自家発補給電力契約の料金

基本料金及び従量料金の両方について、事業者が負担する。料金の算定には、市が電気事業者と締結する料金単価を適用する。

市から供給を受ける電気の料金

事業者が電力を必要とする場合は、使用量に応じて事業者の負担とする。料金の算定には、市が電気事業者に支払う金額に基づく従量料金単価を適用する。

上水・下水

本事業で事業者が使用する上水・下水は、事業者の責任と負担において契約し、利用する。なお、下水の定義としては、上水の使用に伴い発生する排水とする。

補助燃料

事業者は、温水供給設備等に補助燃料が必要となる場合には、事業者の責任と負担において設置し使用する。

2. 公募日程

(1) 公募及び選定の方針

本事業の公募、選定は公募型プロポーザル方式によるものとする。

(2) 公募及び選定の日程(予定)

平成17年6月17日(金)	募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準の公表
平成17年6月24日(金)	関心表明書の締切 追加資料を関心表明者に配布 現場説明会及び現地調査への参加申し込みの締切
平成17年6月28日(火) 14:00~	現場説明会及び現地調査
平成17年7月4日(月)	募集要項等への第1回質問受付・締切
平成17年7月12日(火)	応募資格確認申請書の締切
平成17年7月27日(水)	募集要項等への第1回質問への回答公表
平成17年8月5日(金)	募集要項等への第2回質問受付・締切
平成17年8月8日(月)	応募資格確認結果の通知
平成17年8月19日(金)	募集要項等への第2回質問への回答公表
平成17年9月16日(金)	提案書類の受付・締切
平成17年10月	優先交渉権者の選定
平成18年度当初	事業契約の締結

募集要項の内容あるいはスケジュール等に変更が生じた場合は、大阪市都市環境局ホームページで速やかに公表する。

3. 応募手続

(1) 関心表明書の受付

本事業に関心のあるものは、関心表明書を提出する。関心表明書は、様式1-1及び1-2の書式を用いて作成すること。

関心表明書は、1社で提出することも、グループで提出することも可能であるが、グループで提出する場合は、代表者が関心表明書を提出すること。なお、提出した者が応募しないことや、グループで提出した場合に応募資格確認申請において構成員を追加、変更することは可能である。

関心表明書を提出した者（以下「関心表明者」という）に対して、基本協定書（案）、事業契約書（案）、提案書類記載要領及び様式集、資料集を配布する。

関心表明書の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成17年6月24日（金） 午前9時～12時15分及び午後1時～午後5時15分まで
受付方法	資料配布を行うため下記提出先のみ受け付ける。
申込書の様式	様式1-1及び1-2の書式を用いて、作成すること。
関心表明書提出先	大阪市都市環境局下水道部工務課（PFI事業担当） 住所：大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号 (WTCコスモタワー三十三階)

(2) 募集要項に関する現場説明会及び現場調査

関心表明者（グループで関心表明書を提出した場合は、その構成員を含む）のうち、本募集要項に関する説明会及び現場調査に参加を希望する者は、申込書（様式1-3）を利用して、電子メール又は、FAXにて申し込むか、関心表明書とともに提出すること。

なお、説明会への参加は1社3名までとし、当日は本書を持参すること。

申し込み期限	平成17年6月24日（金）午後5時15分まで
受付方法	電子メール、FAX、窓口への持参
申込書の様式	MS-Wordに準じる形式で作成した様式1-3の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス又は、FAX番号宛まで送信すること。なお、電子メール若しくはFAX送信後、速やかに下記事務局宛に連絡をとり、着信の確認をとること。関心表明書とともに持参する場合は、その場で確認をとる。
送付先アドレス及びFAX番号	大阪市都市環境局下水道部工務課（PFI事業担当） FAX：06-6615-7690

	Eメール：tumoripfi@ii.city.osaka.jp (着信確認に関する問い合わせ先) 電話：06-6615-7598
--	--

現場説明会及び現地調査の概要

日時	平成17年6月28日(火) 14:00～
場所	津守下水処理場内会議室
留意事項	・参加は1社3名までとする ・当日は本書を持参すること

(3) 募集要項等への第1回質問・意見の受付及び回答

質問・意見の受付

本募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)、提案書類記載要領及び様式集、資料集(以下、「募集要項等」という。)に関する第1回目の質問又は意見の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成17年7月4日(月)午後5時15分まで
受付方法	電子メールによる送信のみ受け付ける。
質問又は意見の様式	MS-Excel に準じる形式で作成した様式1-4-1等の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛送信すること。なお、電子メール送信後、速やかに下記事務局宛に連絡をとり、着信の確認をとること。
送付先アドレス	Eメール：tumoripfi@ii.city.osaka.jp (着信確認に関する問い合わせ先) 電話：06-6615-7598

質問への回答

第1回目の質問に関する回答は、大阪市都市環境局ホームページで公表する。なお、市が意見と判断した質問に対しては、回答しない場合がある。

公表日(予定)	平成17年7月27日(水)
回答方法	大阪市都市環境局ホームページで公表

(4) 応募資格確認申請書の受付

本事業への応募を希望する者は、4.に掲げる応募資格要件を有することを証明するため、8.に示すとおり応募資格確認申請書類を作成した上で提出し、応募資格の確認を受けることが必要である。応募資格確認申請書類は、1社(以下「応募企業」という。)又は複数の企業等で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)で提出するものとし、グル

ープで応募する場合は代表者(以下「代表企業」という。)が提出するものとする。この際、応募企業又は応募グループの構成員のうち、少なくとも1社以上の関心表明者を含むこと。

なお、関心表明者のうち、期限までに応募資格確認申請書類を提出しない者及び応募資格がないとされた者は本事業に応募することはできない。

応募資格確認申請書類の受付期間、場所及び方法

応募資格確認申請書類の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成17年7月12日(火) 午前9時～12時15分及び午後1時～午後5時15分まで
受付方法	下記窓口のみにて受け付ける。
資格確認申請書 提出先	大阪市都市環境局下水道部工務課(PFI事業担当) 住所：大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号 (WTCコスモタワー三十三階)

応募資格確認申請書の確認基準日及び作成要領

応募資格確認申請書は、次の応募資格確認基準日を基準として、8(1)に定めるところに従い作成するものとする。

応募資格確認基準日 平成17年7月12日(火)

応募資格確認結果の通知

応募資格確認申請の確認結果は、応募資格確認申請書類を提出した応募企業又は応募グループの代表者に対して、文書により平成17年8月8日(月)までに通知する。

応募資格がないとされた場合の扱い

応募資格の確認により、応募資格がないとされた者は、応募資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができる。

(ア) 説明を求める場合の手続

受付期間	平成17年8月10日(水)～平成17年8月13日(金) 午前9時～12時15分及び午後1時～午後5時15分まで
受付方法	下記窓口のみ受け付ける。
問い合わせ先及び 説明要求書 提出先	大阪市都市環境局下水道部工務課(PFI事業担当) 住所：大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号 (WTCコスモタワー三十三階)

(イ) 説明要求に対する回答

平成17年8月19日(金)までに回答する予定である。

(5) 募集要項等への第2回質問の受付及び回答

質問・意見の受付

本募集要項等に関する第2回目の質問又は意見の受付を下記のとおり行う。

受付期間	平成17年8月5日(金)午後5時15分まで
受付方法	電子メールによる送信のみ受け付ける。
質問又は意見の様式	MS-Excel に準じる形式で作成した様式1-4-2の書式を用いて、電子メールの添付ファイルとして、下記アドレス宛送信すること。なお、電子メール送信後、速やかに下記事務局宛に連絡をとり、着信の確認をとること。
送付先アドレス	Eメール:tumoripfi@ii.city.osaka.jp (着信確認に関する問い合わせ先) 電話:06-6615-7598

質問への回答

第2回目の質問に関する回答は、大阪市都市環境局ホームページで公表する。なお、市が意見と判断した質問に対しては、回答しない場合がある。

公表日(予定)	平成17年8月19日(金)
回答方法	大阪市都市環境局ホームページで公表

(6) 提案書類の提出

応募企業又は応募グループで応募する場合の代表者は、次により提案書類を提出すること。なお、提案書類については、本募集要項のほか「提案書類記載要領及び様式集」を参照すること。

提案書類を持参する場合

受付期間	平成17年9月16日(金) 午前9時~12時15分及び午後1時~午後5時15分まで
受付方法	下記窓口のみ受け付ける。
提案書類提出先	大阪市都市環境局下水道部工務課(PFI事業担当) 住所:〒559-0034 大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号 (WTC コスモタワー三十三階)

提案書類を郵送する場合

提案書類を郵送する場合は、宛先に「津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業・提案書類在中」と朱書きの上、郵便書留により上記提案書類提出先に平成17年9月16日（金）午後5時15分までに到着するように送付すること。

（7）応募にあたっての留意事項

応募グループの各構成員の変更等

応募資格確認申請書類の提出後は、応募企業、応募グループの各構成員の変更及び追加は、原則として、認めない。

ただし、応募者グループの各構成員を変更又は追加する場合には、変更又は追加する構成員が、4.に掲げる応募資格要件を満たすことを証明しなければならない。なお、変更した場合には、速やかに変更後の該当書類を提出すること。

提出期限経過後の資格確認申請書の差し替え等

のただし書きの場合をのぞき、提出期限経過後における資格確認申請書の差し替え及び再提出は認めない。

応募資格確認後に資格を欠く事象が発生した場合

応募資格を有するとの確認を受けた応募企業又は応募グループが、その後提案書類の受付締切日までに、4.で定める要件のひとつでも満たさない場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、応募することはできない。

また、提案書類受付締切日以降優先交渉権者の決定日までに、応募を行った者が指名停止等に該当する場合には、当該応募者は失格とする。

応募を辞退する場合

応募資格を有するとの確認を受けた応募企業又は応募グループが、提案書類の提出を辞退する場合は、応募辞退届を平成17年9月9日（金）までのうち、できるだけ速やかに大阪市都市環境局工務課に提出する。

募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

応募の辞退

応募資格を有するとの確認を受けた応募者が、提案書類の受付締切日までに提案書類を提出しない場合は、辞退したものとみなす。

応募に係わる費用

関心表明書及び応募資格確認申請書類並びに関連する証明書・資料等の各書類、提案

書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

著作権

市が提示した募集要項等の著作権は市に帰属する。また、本事業に関する提案書類の著作権はその作成者に帰属する。市は、提案書類を本事業以外に応募者に無断で使用しない。ただし、市は、本事業の選定結果に関する議会ないし市民に対する説明責任を果たす上で必要な限度において、応募者の同意を要せずに開示できるものとする。

また、提出された書類については、返却しない。

特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業への応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことはできない。

提案書類の変更禁止

提案書類の変更はできない。ただし、提案書類における誤字等の修正についてはこの限りではない。

(8) 応募の無効

次のいずれかに該当する応募を無効とする。

4. に掲げた応募資格のない者が行った応募

応募資格確認申請書に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募

提案書等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募

記名押印のない提案書による応募

提案書の記載要領がはっきりしない応募

その他募集要項等において示した応募に関する条件に違反した応募

(9) 募集要項等の交付及び応募に必要な書類を示す場所

募集要項等は、大阪市都市環境局ホームページアドレスから入手可能である。

(1 0) 応募手続き等に関する問い合わせ先

応募手続き等に関する問い合わせは下記にて受け付ける。

問い合わせ先	大阪市都市環境局下水道部工務課（ P F I 事業担当 ） 住 所 ：〒559-0034 大阪市住之江区南港北一丁目十四番十六号 （ WTC コスモタワー三十三階 ） 電 話 ： 0 6 - 6 6 1 5 - 7 5 9 8 F A X ： 0 6 - 6 6 1 5 - 7 6 9 0 Eメール： tumoripfi@ii.city.osaka.jp
--------	--

4. 応募者の資格

(1) 基本的要件

- ア 応募者は、発電設備等を建設するに足る能力を有すると認められる企業(以下「建設企業」という)を含む者であることとし、1社又は複数の企業等で構成されるグループで応募することも可能であるが、グループで応募する場合は代表企業を定めるものとする。
- イ 応募者は、事業契約締結までに本事業を実施する特別目的会社を商法(明治32年法律第48号)に規定する株式会社として設立するものとする。グループで応募した場合の代表企業は特別目的会社の筆頭株主になるものとし、代表企業を含む応募グループで特別目的会社の全株式を保持しなければならない。
- ウ 特別目的会社は本事業の業務のうち、設計、建設及び維持管理を、応募企業又は応募グループの各構成員に請け負わせ、又は委託することができる。

(2) 応募者が備えるべき応募資格要件

応募企業又は応募グループ構成員は、応募資格の資格確認基準日において、以下の応募資格要件を満たすことが必要である。

- ア 応募企業又は応募グループ構成員のいずれかが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 応募企業又は応募グループ構成員のいずれかが、資格確認基準日から優先交渉権者の決定までの間において、建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分(近畿府県を範囲とするもの)を受けていない、又は大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 導入を予定するエンジンのエンジンメーカーにおいて、国内、海外を問わず、バイオガスを燃料とした発電の実績を有すること。その際、規模は500kW以上とする。
- エ 応募企業又は応募グループ構成員のいずれかが、コージェネレーション設備の運転・維持管理実績、又はコージェネレーション設備の運転・維持管理の受託実績を有すること。
- オ 応募企業又は応募グループ構成員のいずれかが、市との間でこの事業に関するアドバイザリー契約を締結した企業(当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。)又は本件アドバイザーと資本面若しくは人事面において関連がある企業が応募者又

はグループの構成員として参加していないこと。なお、この事業に関してアドバイザー契約を締結した企業及び当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業は、次に掲げるとおりである。

株式会社日本総合研究所

株式会社東京設計事務所

あさひ狛法律事務所

カ 応募企業又は応募グループ構成員のいずれかが、大阪市 PFI 事業審査会（以下「審査会」という。）の委員が属する組織、企業、又はその組織、企業と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ 応募企業又は応募グループ構成員のいずれかが、経営不振の状態（整理開始の申立て又は通告がされたとき、破産の申立てがされたとき、再生手続開始の申立てがされたとき、更生手続開始の申立てがされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったときをいう。）にないこと。

ク 応募企業又は応募グループ構成員のいずれかが、最近 1 年間に於いて大阪市の市民税及び固定資産税を滞納していないこと。大阪市内に納税義務を有しない者にあつては、本店又は主たる営業所の所在地における市町村民税及び固定資産税を滞納していないこと。

ケ 応募企業又は応募グループ構成員のいずれかが、別の応募者又は応募グループの構成員として重複参加していないこと。

5. 優先交渉権者の選定方法等

(1) 優先交渉権者の選定方法

本事業の選定は公募型プロポーザル方式によるものとする。審査方法については、優先交渉権者選定基準に示す。

なお、審査の過程において必要に応じてヒアリングを実施することがある。その場合は、実施日時、場所等を後日連絡する。

(2) 審査会

審査会の設置

審査会は、優先交渉権者選定基準の策定及び提案書類の審査、評価を含む、事業者の選定に関する事項を行う。審査会は以下の審査委員で構成される。

常任委員

	氏名	所属等
委員長	林 宣嗣	関西学院大学経済学部教授（公共経済学）
副委員長	横井 康	公認会計士
委員	徳矢 典子	弁護士
委員	浅井 英行	大阪市財政局契約監理部長
委員	中村 陽一	大阪市計画調整局開発企画部長

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業・特定委員

	氏名	所属等
委員	藤田 正憲	大阪大学名誉教授
委員	水野 稔	大阪大学大学院工学研究科教授（環境工学専攻・エネルギー学）
委員	永澤 章行	大阪市都市環境局下水道部長

(3) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、速やかに応募者に対して通知し、後日選定結果を大阪市都市環境局ホームページにおいて公表する。なお、PFI法第8条に規定する客観的評価については、後日、ホームページにて公表する。

6. 優先交渉権者決定後の手続

(1) 基本協定の締結

優先交渉権者は、市と「基本協定書(案)」に基づき基本協定を締結しなければならない。

(2) 特別目的会社の設立

優先交渉権者又は優先交渉権者たるグループの構成員は、本事業を実施するために、事業契約締結時までに「商法」(明治32年法律第48号)に定める株式会社として特別目的会社を設立しなければならない。

(3) 契約書の作成

事業契約書(案)に基づき、事業契約書を作成するものとする。契約書の作成においては、市と事業者間で協議を行う。

(4) 次順位の応募者との協議

事業契約の内容に関する協議が成立しない場合又は事業契約締結までに優先交渉権者又はその構成員のいずれかの者が応募の資格を失った場合は、次順位の応募者を優先交渉権者とみなして協議を行うことがある。

(5) 事業契約の締結

事業契約の締結

本事業の事業契約については、この契約に必要な予算措置(債務負担行為の議決を含む)が大阪市会で可決された後、締結するものとする。なお、本措置は平成17年度3月市会にて行う予定である。

契約内容

事業契約書において、事業契約を締結する優先交渉権者又は(4)の場合の次順位応募者が遂行すべき業務内容、サービス対価の算出方法、支払方法、損害賠償等を定める。

契約時の基準金利

契約金額は、提案価格を基準日における基準金利で見直した金額とする。基準金利の決め方及び見直しの方法は事業契約書のとおりとする。

事業契約に係る契約書作成費用

事業契約書の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用(事業契約書の作成費用及び市の弁護士費用は除く。)は、事業者の負担とする。

(6) 契約に関わるその他の留意事項

金融機関との協議

市は、事業者による資金調達上の必要があれば、事業の継続性を確保することを目的に、PFI事業者に対し資金を提供する金融機関（融資団を含む。）と直接協定を締結するなど一定の重要事項（事業契約書に定める事項）について、当該金融機関と協議することがある。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

現時点では、法制上及び税制上の措置は想定していない。ただし、今後、法制や税制の改正により措置が可能となる場合、市は事業者が措置を受けられることができるよう可能な範囲で必要な協力を行う。

(2) 財政上及び金融上の支援

1.(3) を参照のこと。

8. 提出書類

(1) 応募資格確認申請書類

応募企業又は応募グループが応募資格要件を満足していることを確認するための書類。
提出部数は1部とし、応募グループで応募する場合はオからシを全構成員分提出すること。

- ア 応募資格審査申請書（様式：2 - 1）
- イ グループ構成員表（様式：2 - 2）
- ウ バイオガスを利用する顧客向けのエンジン納品実績（様式：任意、A4・1枚）
- エ コージェネレーション設備の運転・維持管理実績若しくは受託実績（様式：任意、A4・1枚）
- オ 会社概要（様式：任意、A4・枚数自由）
- カ 印鑑証明書（様式：任意、A4・1枚）（原本）
- キ 使用印鑑届（様式：2 - 3）
 - ・実印欄には、実印（法務局／市町村長が証明する代表者の印鑑）を押印願います。
 - ・使用印鑑欄には、実印を使用印鑑として使用する場合は実印を、実印以外の代表者印を使用する場合はその印を押印願います。
 - ・受認者を設ける場合は、受認者印が使用印となります。
 - ・使用印は役職名又は氏名等が表示されたものに限り（会社名だけの印鑑、役職名又は氏名等が合致しない印は不可）
- ク 営業経歴書（様式：任意、A4・枚数自由）
- ケ 市町村民税及び固定資産税の納税証明書（写し可）
- コ 登記簿謄本（写し可）
- サ 営業免許証、許可証、若しくは登録証（写し可）
- シ 損益計算書

(2) 提案書類

応募企業又は応募グループは、以下の提案書類を提出すること。提出部数は、（ア）提案書提出届及び（イ）提案価格積算書のみ記名押印したものを1部とし、他の書類は20部提出すること。なお、提案書類の様式等は追加資料にて提示する。

提案書提出届

- （ア）提案書提出届
- （イ）応募辞退届

提案書

ア 事業方針等

- （ア）本事業の実施にあたっての基本方針
- （イ）温暖化効果抑制のための、システム設計及び運用に係る基本的考え方
- （ウ）効率性と安全性の両立についての考え方

- (エ) 安全衛生管理や事故防止の方策
- (オ) 緊急時の体制
- (カ) 市民等への配慮
- (キ) 環境価値の扱いに関する提案
- (ク) その他、応募者の創意工夫による追加的な提案

イ 設備計画

- (ア) 計画概要
- (イ) システムフロー図
- (ウ) 単線結線図
- (エ) 主要機器仕様表
- (オ) 容量計算書

ウ 建設計画

- (ア) 本設備等配置平面・立面図（搬入・搬出計画含む）
- (イ) 工事工程表
- (ウ) 建築物等の性能

エ 運転管理計画

- (ア) 電力及び温水供給計画
- (イ) 電力及び温水供給の考え方
- (ウ) 余剰熱処理方法
- (エ) 処理水利用計画
- (オ) 市が電気事業者と締結すべき電力契約
- (カ) 消化ガス利用方法
- (キ) シロキサン除去方法
- (ク) 監視制御方法
- (ケ) 運転管理体制
- (サ) 保全・緊急時管理体制
- (シ) 有資格者確認書
- (ス) 停止計画
- (セ) 定期点検、補修・修繕計画
- (ソ) 報告事項確認書
- (タ) 遵守・準拠基準リスト

オ 環境対策その他

- (ア) 温暖化抑制効果
- (イ) 環境対策確認書

カ 事業計画に関する書類

- (ア) 事業の実施体制図
- (イ) 提案価格積算書
- (ウ) 提案価格積算内訳書
- (エ) 電気事業者に支払う電力料金に関する計算書
- (オ) 資金計画
- (カ) 電力・温水料金計算書
- (キ) 事業者の損益計算書
- (ク) 事業者のキャッシュフロー
- (ケ) 市の収支計算書
- (コ) 補助燃料として都市ガスを利用する場合の燃料費

9. 提案価格の算出方法

提案価格（津守下水処理場全体のエネルギーにかかる市の財政負担（市が事業者に支払うサービス対価と、市が電気事業者に支払う電力料金の合計）の総額）の算出は次によること。

なお、消費税は収入及び支出の全てにおいて算入しないものとする。

（１）サービス対価の算出にあたっての留意点

1.（３）に示した、各々のサービス対価及び負担金の算出にあたっては、以下によること。

補助率は、工事費のうち、設計費の50%、建設費の55%として算出すること。

温水工事対価は、温水設備準備日までに整備する施設に対する対価とし、残りは電力工事対価として配賦すること。

電力工事対価及び温水工事対価は、それぞれ電力工事部分の工事費及び温水工事部分の工事費のうち、該当する部分に基準金利に事業者が求めるスプレッドを上乗せして算出する。提案において、基準金利と事業者が求めるスプレッドを区別すること。提案価格の基準金利については、応募資格を有することが確認された応募者（応募グループの場合は代表企業）に対し、平成17年8月17日付の東京スワップレファレンスレート6ヶ月LIBORベース10年物（円・円）金利スワップレートとして通知する予定である。

電力基本料金、電力従量料金及び温水料金に配賦される費目及びその比率は、事業者による提案に委ねるが、配賦の考え方及び方法を明示すること。

温水供給開始日は平成19年4月1日として、温水料金を算出すること。

電力供給開始日は、事業者の提案に基づき設定し、それにより電力工事対価及び電力基本料金を算出すること。

消化ガスの発熱量は21,800kJ/Nm³、消化ガスの発生量は資料5として算出すること。

下水処理場の電力需要は、資料3に示すとおりとすること。

物価変動及び金利変動のない事業計画とすること。

（２）市と電気事業者の契約及び電気料金の支払いに関する条件

電気料金は、以下に基づき算出すること。ただし、以下に示す電気料金単価は全て消費税込みの数値であるので、消費税を電気料金総額×（5/105）で算出すること。

常時供給電力契約及び予備線契約電力

関西電力株式会社の設定する以下の2つの料金体系から、適切な体系を選択して算出する。

ア 特別高圧電力 B

	基本料金単価 (円/kW)	電力量料金 (円/kW)	
		夏 季	その他季
常時供給電力	1,785	8.74	7.94
予備線契約電力	76.65	同 上	

イ 特別高圧電力 B - T O U

	基本料金単価 (円/kW)	電力量料金 (円/kW)		
		重負荷時間	昼間時間	夜間時間
常時供給電力	1,785	12.86	8.87	6.29
予備線契約電力	76.65	同 上		

自家発補給電力

関西電力株式会社の設定する以下の料金体系を使用する。なお、本費用は事業者の負担となるが、実際の負担は市と電気事業者において締結する契約により算出する。

	基本料金単価 (円/kW)	電力量料金 (円/kW)			
		定検・補修の場合		その他の場合	
		夏 季	その他季	夏 季	その他季
使用月	1,963.5	9.61	8.74	12.01	10.92
不使用月	392.7				

アンシラリーサービス

関西電力株式会社の設定するアンシラリーサービス料金の料金体系を使用する。

1月当りのアンシラリーサービス料金対象容量 1 kW につき：47.25 円

(3) ユーティリティに関する条件

ユーティリティのうち、以下の事項については指定した料金体系を適用すること。

電気

事業者が市から電力の供給を受ける場合の料金（従量料金のみ）は、9.(2)に記載する料金体系のうち適切な体系を選択して算出する。

上水・下水

大阪市の平成 17 年度適用の料金に基づき算出する。

補助燃料

都市ガスを利用する場合、見積りに利用する料金体系は、大阪ガス株式会社がホームページ上で公表している一般供給約款及び選択約款から、適当な料金体系を選択する。

10. その他

(1) その他の留意点

- ア 応募者は、本募集要項等を熟読し、かつ、遵守すること。
- イ 市は、募集要項等に定めるものの他、募集にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。
- ウ 本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(2) 担当課（問い合わせ先）

大阪市都市環境局下水道部工務課

電話 06 - 6615 - 7598

FAX 06 - 6615 - 7690

Eメール tumoripfi@ii.city.osaka.jp

ホームページ <http://www.city.osaka.jp/toshikankyo/>

以上

関 心 表 明 書

大阪市都市環境局長
高柳 枝直 殿

グループ名称
[代表企業] 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

「津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業」の公募について、応募提案することに大きな関心を持っていることを表明します。

備考 1社で提出する場合は、グループ名称の記載、グループ構成員等一覧添付は不要。

グループ予定構成員一覧

グループ名

代表企業	所在地	
	商号又は名称	印
	代表者職氏名	
	担当者 所属 氏名 Tel Fax E-mail	
構成員	所在地	
	商号又は名称	印
	代表者職氏名	
	担当者 所属 氏名 Tel Fax E-mail	
構成員	所在地	
	商号又は名称	印
	代表者職氏名	
	担当者 所属 氏名 Tel Fax E-mail	

備考 1 構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

2 応募者が 1 社の場合、提出は不要。

現場説明会参加申込書

「津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業」に関する募集要項等の現地説明会への参加について、次のとおり申し込みます。

会社名	
所在地	
所属	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
E - m a i l	
参加人数	

《参加者は1社3名までとします。》

募集要項等に関する質問・意見書（第1回）

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業」に関する募集要項等について、次のとおり質問等がありますので提出します。

会社名	
所属	
担当者名	
所在地	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

記入上の注意

- ・ 同じ内容の質問・意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問・意見として記入すること
- ・ 質問・意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。なお、対象となる書類ごとの質問・意見書様式のファイル（MS-Excel 形式）を大阪市都市環境局ホームページから入手できるので、それにならって作成すること。

		頁	章	節	項	目	他	質問・意見等
例	募集要項	3	1	(3)		ア	(イ)	「募集要項3頁 1.(3) ア(イ)」の内容についての質問・意見がある場合には、左のように記入して下さい。
1								
2								

募集要項等に関する質問・意見書（第2回）

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業」に関する募集要項等について、次のとおり質問等がありますので提出します。

会社名	
所属	
担当者名	
所在地	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

記入上の注意

- ・同じ内容の質問・意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問・意見として記入すること。
- ・質問・意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、表の書式の変更を行わないこと。なお、対象となる書類ごとの質問・意見書様式のファイル（MS-Excel 形式）を大阪市都市環境局ホームページから入手できるので、それにならって作成すること。

		頁	章	節	項	目	他	質問・意見等
例	募集要項	3	1	(3)		ア	(イ)	「募集要項3頁 1.(3) ア(イ)」の内容についての質問・意見がある場合には、左のように記入して下さい。
1								
2								

平成 年 月 日

応募資格確認申請書

大阪市都市環境局長
高柳 枝直 殿

グループ名称
[代表企業] 所在地
商号又は名称
代表者職氏名 印

「津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業」に応募したく、必要書類を添えて申し込みます。
なお、この申請書、関係書類に記載した事項及び次の誓約事項について、すべて事実と相違しないことを誓約します。

記

1 誓約事項

- (1) 契約を締結する能力を有しないものでないこと
- (2) 破産者で復権を得ないものでないこと
- (3) 市町村民税及び固定資産税を完納していること
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること

2 公告日

平成17年6月17日(金)

3 事業名

津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業

4 連絡先

所属部署
氏名
電話番号

備考 1社で提出する場合は、グループ名称の記載、グループ構成員等一覧添付は不要。

グループ構成員表

グループ名

代表企業	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail	Fax
	本事業での役割 (業務分担を簡潔に記入、一業務を複数企業で分担する場合も各分担を記入する)	
構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail	Fax
	本事業での役割	
構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印
	担当者 所属 氏名 Tel E-mail	Fax
	本事業での役割	

備考 1 構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成・追加すること。

2 応募者が 1 社の場合、提出は不要。

使 用 印 鑑 届

平成 年 月 日提出

使用印鑑	商号 又は 名称	実 印
	代表者役職氏名	
	受任者役職氏名	

注意事項

- 1 使用印鑑には、社印・角印は使用しないこと
- 2 使用印鑑は、入札・見積りの参加、契約の締結・変更・解除に使用するものである